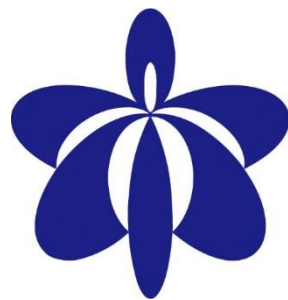


秋田県由利本荘市

第2期重層の支援体制 整備事業実施計画



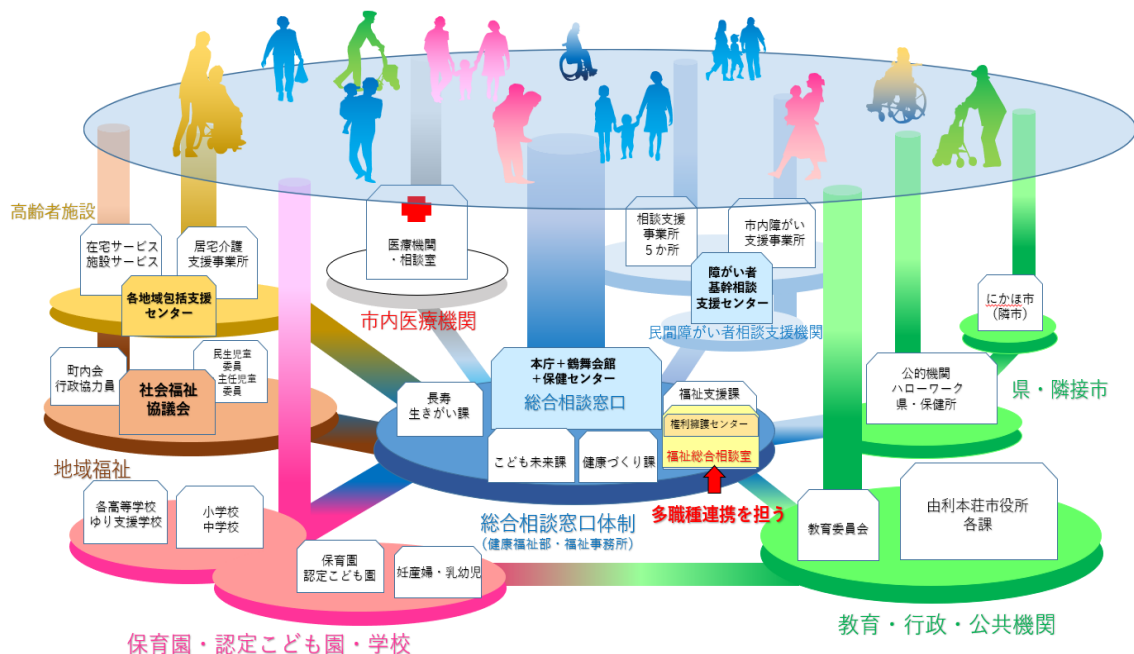
令和7年3月策定
由 利 本 荘 市

第1章 重層的支援体制整備事業実施計画について

1 計画策定の背景

これまで福祉分野においては、障がいや介護、子育てなど各々の制度を発展させ、福祉サービス等の充実を図りながら、課題に応じた支援を展開してきました。しかし、近年は急速な少子高齢化の進展に伴い、家庭や地域における支え合い機能が希薄化し、またライフスタイル等の変化により、課題も複合化・複雑化し、既存の制度では対応困難なケースが増えてきました。

国では、『社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第106条の4第2項』に基づき、これら対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とし、社会福祉法改正に伴う「重層的支援体制整備事業(以下、本事業)」を創設しました。



市民を支える多職種連携のイメージ図

由利本荘市(以下、市)では、令和2年度に包括的な支援を担う総合相談担当を配置。総合相談担当が核となり、庁内各課や社会福祉協議会(以下、社協)を含む民間の各専門機関と多職種連携を軸に包括的に対応できる体制が整ったことから、令和4年度より本事業を実施。令和6年度には、福祉支援課内に多職種連携の中心的役割を担う福祉総合相談室と権利擁護センター(成年後見制度への対応等)を開設し、複合化・複雑化する課題へ専門的に対応できる体制の強化を図りました。

本事業実施後、相談件数は大幅に増加し、内容も世代も多岐に渡っています。課題解決に向けては、庁内はもちろん、官民の連携は不可欠であり、より柔軟で広い視点にたった取組が必要となっています。

2 計画策定の必要性

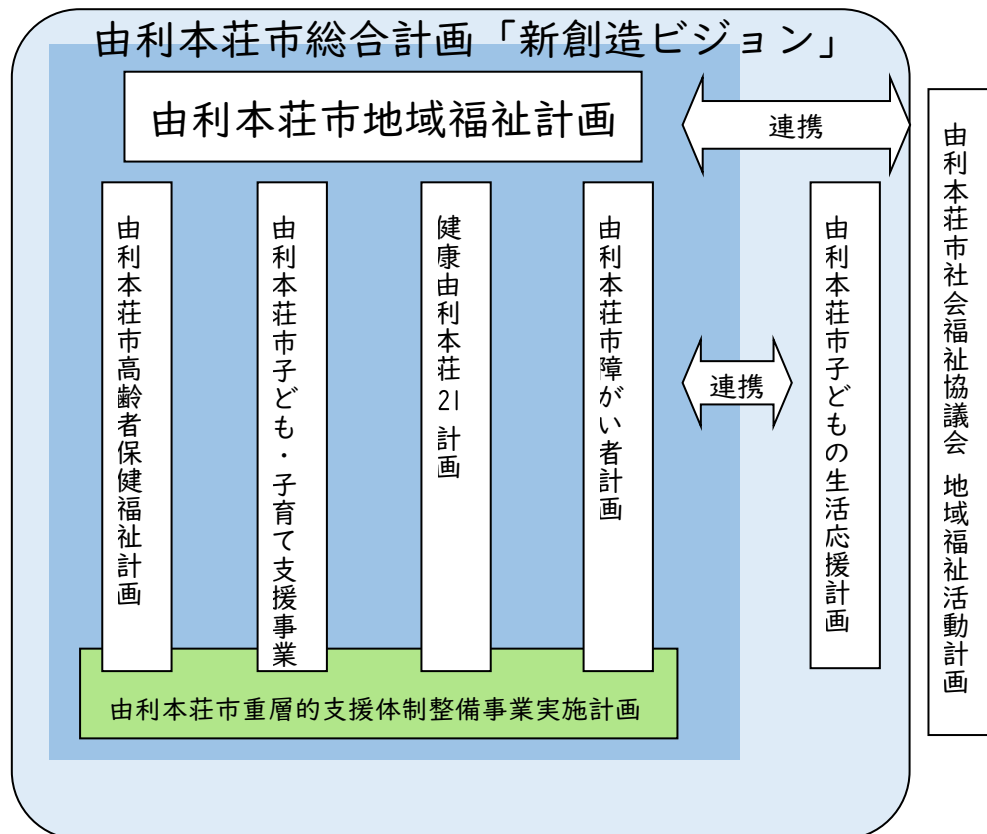
本計画は、支援関係機関等と事業内容や今後の方向性について認識の共有を図るために策定するものです。

第1期計画では、参加支援事業を展開し、制度の狭間にある方を対象とする支援を盛り込み、事業の周知を図りました。

支援庁内連携会議等(教育・子育て・保健・障がい)を通じて、教育分野との連携を強め、問題を抱えた子育て世代の把握と情報共有、速やかな初期支援体制が構築できた一方で、経済困窮に関することの相談が多く、ライフラインや税に関する部署などの協力も必要であることを実感しました。

第2期計画では、第1期計画期間に顕在化した課題の解決に向けて、福祉部門以外との連携強化を盛り込み、支援の拡充を図ります。

3 計画の位置づけ



本事業の実施に当たっては、法第106条の5第1項において、事業の提供体制に関する事項等を定める計画を策定することが規定されました。また同条第3項において、その計画は、地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和を保つこととされています。

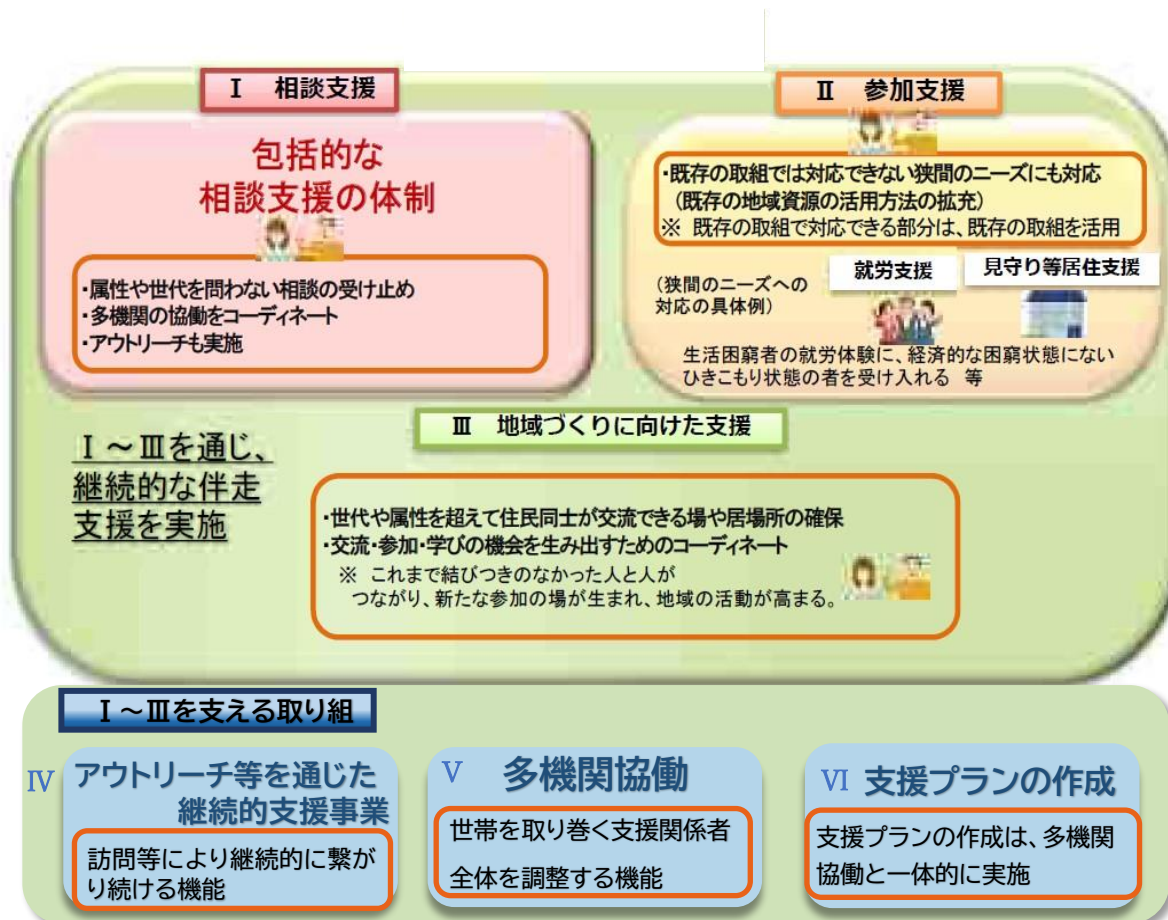
『由利本荘市地域福祉計画』を上位計画として本計画を定め、他の計画と連携・調整を図りながら、法106条の4第2項に定める事業を推進し、地域共生社会の実現を目指します。

4 計画期間

本計画の期間は令和7年度から3年間とします。

本計画の進捗状況等については定期的に評価を行い、期間の途中においても必要に応じて検討、見直しを行います。

第2章 重層的支援体制整備事業について

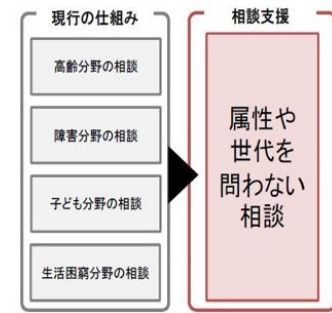


厚生労働省：社会福祉法の改正趣旨・改正概要(重層的支援体制整備事業についてより一部追記)

本事業は、「I」相談支援、「II」参加支援、「III」地域づくりに向けた支援を柱とし、3つの支援を効果的・円滑に実施するため、「IV」アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と「V」多機関協働を「VI」支援プランに基づき、進行管理をしながら必要な社会資源につながるよう一体的に実施するものです。

1 事業内容について

本市では、属性や世代を問わない相談窓口として「福祉総合相談室」を福祉支援課内に設置しています。主に後述の参加支援事業(法第106条の4第2項第2号)及び重層的支援体制を支える事業(法第106条の4第2項第4号から6号)を中心に実施し、包括的相談支援事業を下支えしながら、多職種連携の中心的役割を担います。



① (I) 包括的相談支援事業 (法第106条の4第2項第1号のイからニ)

各分野の相談窓口で対象者の属性や世代、相談内容に関わらず一旦受け止め、対応可能な場合は支援を行います。しかし単独で解決が難しい場合は、福祉総合相談室が各機関をつなぐハブの役割を担い、調整を図りながら多機関協働による解決を図ります。

【由利本荘市における包括的相談支援の実施体制と拠点及び相談窓口(以下、関係機関)】

領域	法第106条の4	地域を支える	設置数
高齢	I 相談支援 1号	【包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)】 ・長寿生きがい課地域包括支援班 (直営・全域) ・北部地域包括支援センター (委託・岩城、大内) ・中央地域包括支援センター (委託・本荘一部地域、西目) ・東部地域包括支援センター (委託・本荘一部地域、東由利) ・南部地域包括支援センター (委託・由利、矢島、鳥海) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、継続的・専門的な相談支援を実施。また介護する家族への支援、高齢者への虐待対応及び権利擁護などのために必要な援助を行います。	5
	事業外の支援機関	・市内居宅介護支援事業所 (本荘16、矢島 2、岩城 3、由利1、西目1、鳥海1、東由利 2、大内3) ・在宅介護支援センター事業(委託・5カ所) 担当課・長寿生きがい課	34
障害	I 1号	【障害者相談支援事業】 担当課・福祉支援課 ・由利本荘市障がい者基幹相談支援センター(委託) 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び障害福祉サービス等の利用に向けた必要な支援を実施。また障がい者への虐待対応及び権利擁護などのために必要な援助を行います。	1

	事業外の 支援機関	・市内相談支援事業所(5) ・由利本荘・にかほ圏域 就業・生活支援センター ・福祉支援課障がい支援班	7
子 ど も	I 1 号 ハ	【利用者支援事業】 担当課・健康づくり課 ・子育て世代包括支援センターふぁみりあ(直営) 子ども又はその保護者の身近な場所で、子育てに関する支援の 情報提供及び必要に応じて、相談・助言等を行うとともに、関係機 関との連絡調整等を実施。	1
	事業外の 支援機関	・子ども家庭総合支援拠点(直営) 担当課・こども未来課	1
生 活 困 窮	I 1 号 ニ	【自立相談支援事業】 担当課・福祉支援課 ・由利本荘市生活支援相談センター(委託) 生活困窮者に対して広く相談を実施。生活困窮者が抱える多様 で複合的な課題を受け止め、本人の状況に応じた適切な就労支援 を含め、本人の自立までを包括的・継続的に支えていきます。	1
	事業外の 支援機関	・社協各支所 ・福祉支援課保護班	2
就 労	事業外の 支援機関	・ハローワーク本荘	1
生 活		・税務課・収納課・各総合支所(7)・企業局 ・民生児童委員及び主任児童委員 (295人 ※令和6年3月31日現在) ・シルバー人材センター	12
住 宅		・生活環境課(環境) ・建築住宅課(市営住宅)	2
保 健		・由利本荘保健所 ・本荘保健センター(健康づくり課)	2

相談件数 ※令和6年度は、12月31日現在。

	R4	R5	R6
多職種連携(調整)	82	122	170
困窮	160	173	137

年々、多職種連携を図る件数が増加しています。これは体制整備に伴い、関係機関で抱えていた連携を必要とする困難ケースが表面化したものと推測されます。

生活困窮世帯においては、適切な金銭管理ができず(障がい起因含む)、各種税金や公共料金の支払いが滞ったり、子育て世代においては校納金などの支払いが家計を圧迫するケースも見受けられています。支払い方法や回数を調整することで改善する場合もあることから、税務部署、企業局、教育機関との連携を強化していきます。

制度の狭間で困難を抱える方が、社会とのつながりが途切れることが無いよう、またつながりが途切れている方が再び社会参加ができるよう柔軟に支援します。

領域	法第 106 条の4	社会とのつながりを保ち、参加できる
全 領 域	Ⅱ 参 加 支 援	2
		号
		就労継続支援B型事業所活用事業(以下、就B活用事業) 就労継続支援B型事業所(障害福祉サービス事業所)と連携し、長年ひきこもり等の状態にあり社会とのつながりが希薄となった方が、事業所の作業を通して社会性や生活習慣などの回復・改善、社会とのつながりの再構築が図れるよう支援するものです。利用には、通常の障害福祉サービス利用と同様に相談支援専門員によるアセスメントなどを実施し、利用者が不安のない社会参加ができるよう支援します。 《連携先》 ・由利本荘地域生活支援センター相談支援事業所 《実施事業所》 ・市内就労継続支援B型事業所（4事業所登録 ※令和7年2月28日現在） 重層的支援体制整備事業参加支援事業(就B活用事業)実施要綱による 短期宿泊場所提供事業 市内宿泊施設と連携し、様々な事情により一時的に住まいの確保が難しい方に対し、一定の期間内に限り宿泊場所を提供(食費・日用品日等は自己負担)することにより、住み慣れた地域を離れることなく、社会参加の場や各種制度につながる事ができるよう支援するものです。利用期間は最長で1ヶ月。 《実施事業所》 ・市内3カ所の宿泊施設を受入事業所として登録しています。 重層的支援体制整備事業参加支援事業(短期宿泊場所提供事業)実施要綱による

		R4	R5	R6	R7 (目標)	R8 (目標)	R9 (目標)
延人数	就 B 所活用事業	2	1	0	2	3	3
	短期宿泊場所提供事業	0	1	1	1	1	1

	R4	R5	R6	R7 (目標)	R8 (目標)	R9 (目標)
就 B 活用事業	1	1	2	1	1	1
短期宿泊場所提供事業	3	0	0	1	0	0

「就B活用事業」では、社会性・生活習慣の改善だけでなく、モニタリングを通して一般就労困難の原因が判明し、別の社会資源につながったケースもあります。また「宿泊場所提供事業」では、必要な助言等の支援を平行して行うことで、各種制度につながり自立した生活を送ることができるようになるなど、どちらも一定の効果があったと評価できます。

課題は、事業所の所在地によって通所が難しい場合や、障がい等の要件を必要としないために利用する方の状態が分からないことから、事業所が受け入れに不安を抱えていることなどが挙げられます。提供事業所の増加に努めるとともに、関係機関と協働の下、十分なアセスメントを行い事業所の不安解消を図ります。

当事業が社会復帰への足がかりとなっていることから、引き続き関係機関と連携しながら周知を行い、利用者の社会参加を支援していきます。

③（Ⅲ） 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号のイからニ）

地域特性を活かし、そこで生活する市民同士が世代や属性に関わらず交流ができる多様な場や、個々が集うことができる居場所の創出を行います。また、地域における交流・参加・学びの機会ができるよう、個別の活動を行う団体や個人を支援し、既存の地域の仕組みを活性化し、地域を支える様々な活動が生まれやすい環境整備を行います。

【由利本荘市における地域づくりの実施事業と体制】

領域	法第106条の4	交流・参加・学びから共生の地域づくり	設置数
高齢	Ⅲ 地域づくり 3号	イ 【地域介護予防活動支援事業】(補助・委託) 担当課・長寿生きがい課 ・地域ミニデイサービス事業(補助・町内会28か所・R6) 閉じこもりがちな高齢者や要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、町内会等が集会施設などを利用して「高齢者などが気軽に集う場」を自主的に開催する事業を支援します。 ・介護支援ボランティア事業(委託) 元気な高齢者に市内の介護施設などでボランティア活動を行っていただき、その活動に応じて取得したポイントを市の特産品などと交換します。地域に貢献しながら、高齢者自らの健康維持につなぐことを目的とした制度です。	
		ロ 【生活支援体制整備事業】(委託) 担当課・長寿生きがい課 生活支援コーディネーターを社協各支所に配置し、日常生活区域において地域住民や関係機関との連携を深め、地域における住民主体の助け合い活動を活性化するとともに、協議体を設置して、地域の生活課題に対応した生活支援サービスの提供に向けた資源開発やネットワークの構築を行います。	8

			事業外の支援機関	・いきいきサロン事業(社協) 閉じこもりがちな高齢者の外出の機会が増えるよう支援しています。また、地域住民や当事者同士の交流や親睦、結びつきを深めることを目的とした地域の自主的なサロン活動を支援し、住民主体の福祉のまちづくりを推進しています。 ・一般介護予防教室事業(一部委託) 担当課・長寿生きがい課 全ての高齢者を対象に介護予防の普及・啓発や高齢者の健康保持増進を図り、高齢者自らが健康づくり・介護予防に取り組めるよう、自主グループの育成や住民運営の通いの場を充実させ、地域づくりによる介護予防を推進する事業です。	
障害	Ⅲ 地域 づくり	3 号	ハ	【地域活動支援センター機能強化事業】 担当課・福祉支援課 ・精神障がい者地域活動支援センター事業(委託) 障害者自立支援センター 和	1
			事業外の支援の場	・ティーカップ(民間ボランティア・サロン) ・とまり木(民間ボランティア・サロン) ・知的障がい者地域活動支援センター事業(委託・市内3か所) 担当課・福祉支援課	5
子ども	Ⅲ 地域 づくり	3 号	二	【地域子育て支援拠点事業】(一部委託) 担当課・こども未来課 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供しています。また、地域の子育て関連情報の提供や、子育て支援に関する講習なども実施します。 由利本荘市こどもプラザ「あおぞら」 本荘子育て支援センターあいあい 岩城子育て支援センター	3
			事業外の支援機関	・キッズルーム(社協) ・子育てサロン(社協)	2
困窮	Ⅲ 地域 づくり	3 号		【生活困窮者支援等のための地域づくり事業】(委託) 担当課・福祉支援課 若者支援部会、子ども支援部会を開催し、ニーズ・生活課題の把握に努めている。また得られたニーズから子ども含む若年層への実際の支援等に向け、地域との調整を図ります。	1

	事業外の支援機関	・あおぞらサロン(社協) ひきこもり等の状態にある方が社会参加のきっかけを作ることができるように、月1回のさまざまな体験活動やボランティア活動等の開催や気軽に集える居場所を週1回提供します。 また、当事者や家族からの居場所に関するニーズ調査、家族向けの勉強会の開催などを実施し、当事者だけでなく家族同士の交流の場も設けています。	1
--	----------	---	---

④(Ⅳ～Ⅵ) 重層的支援体制を支える事業(法第106条の4第2項第4号から6号)

領域	法第106条の4	継続的な伴走支援・多機関協働による支援の実施	担当課・福祉支援課
全領域	4号	・<u>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</u> 訪問等により継続的につながり続ける機能。支援頻度の調整などを通し、関係機関の状況に応じた途切れない支援を行う。またアウトリーチ支援による途切れている支援を必要とする方の掘り起こしと継続的支援を再開します。	
	5号	・<u>多機関協働(基本型)</u> 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能。 ケースごとに柔軟なメンバー構成をし、問題が複数絡み合っているケースにおいて、解決に向けた多機関協働による包括的支援の調整を図ります。	
	6号	・<u>支援プランの作成</u> 多機関協働と一体的に実施する。制度の狭間にいる方の支援について、同居する家族が支援を受けている場合は、既に作成されているプラン(高齢者・障がい等)の目標を尊重・反映させながら、全体的な支援目標を設定し、お互いの支援が重複することのない、連携した支援プランとします。	

地域の情報を収集し、体制の構築や全体的な連携不足を調整します。連携を行う機関の選定は、ケースごとに関わりのある機関と調整の上、最終的な役割分担を重層的支援会議にて決定(目標設定、プランの承認)し、実際の支援において多機関と協働した包括的・継続的な支援を行います。

また4号から5号の事業では、生活に直結する場面において税務課、企業局、教育機関との連携が実際の支援に必要となってくることから、包括的相談支援事業と同様に連携強化を目指します。

2 会議のありかた

開催実績(令和4年～6年度) ※令和7年2月28日現在

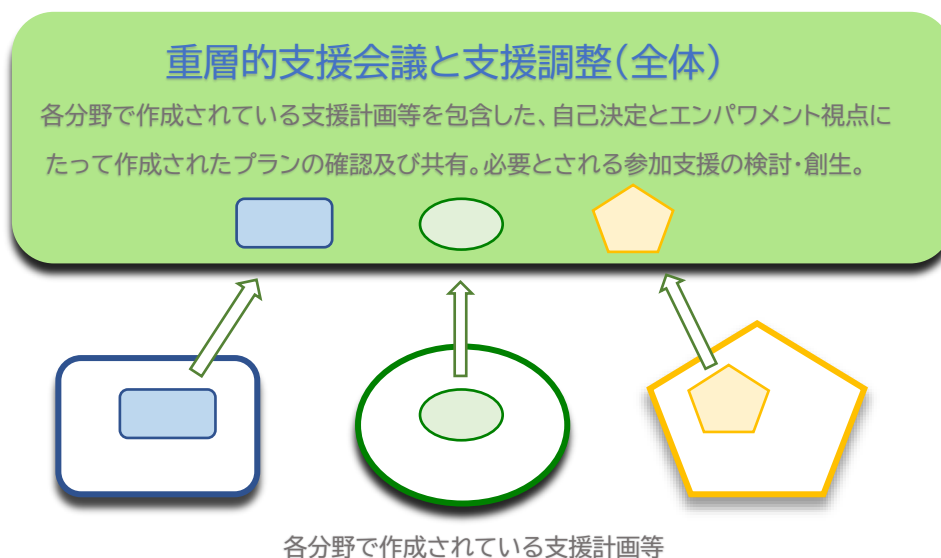
会議名	回数	プラン	終結
重層的支援会議	16	13	11
支援会議	18		

【重層的支援会議】

重層的支援会議は本人の同意を必須とし、プラン内容及び目標の確認を行い、実際の支援につなげます。

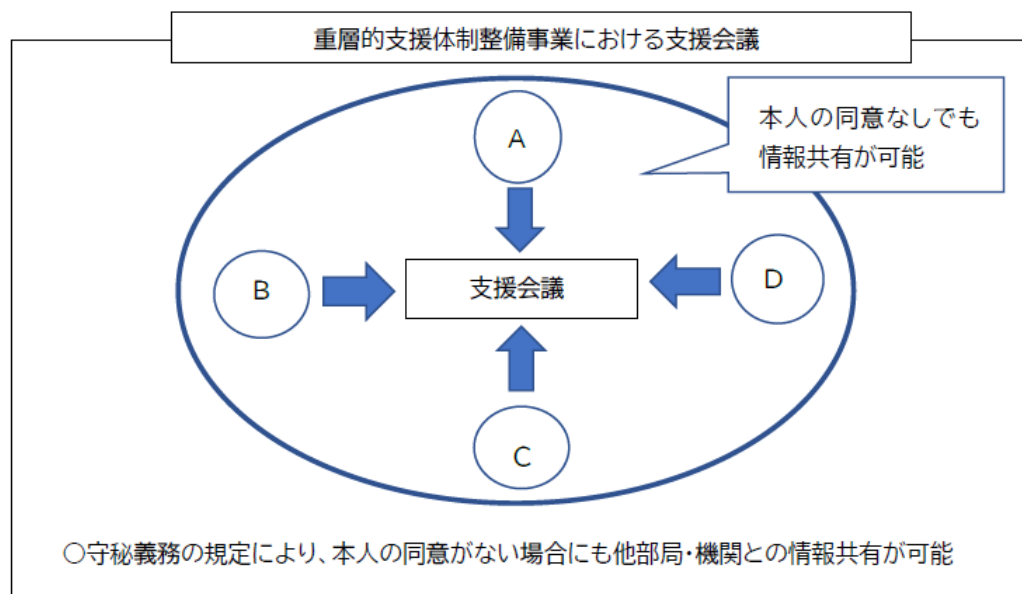
個別会議ではプランの見直しや支援後の評価を行いながら、より効果的な支援方法を検討していきます。また参加支援で必要とされる社会資源やサービスについての具体的な検討・創生も行います。

全体で行う重層的支援会議についても、上下半期でそれぞれ1回ずつを目標に開催し、特に支援中のケースに置いては経過報告を行いながら情報の共有を図り、支援者の気づきにつなげていきます。



【支援会議】

本人同意がない方又は得られない方については、支援会議(法第106条の6)を開催します。これは構成員に対して守秘義務を課すことによって情報共有が可能となる仕組みであり、支援庁内連携会議、障がい分野の相談支援事業所連絡会等の既存の会議体へ併設する形で開催する場合があります。



重層的支援会議、支援会議を活用しながら、支援の足踏みがないようにしていきます。

第3章 計画の進行管理と評価方法

1 計画推進のための基本的な考え方

本計画は、『法第106条の4第2項』及び『由利本荘市地域福祉計画』に基づき、重層的支援体制の構築に向けた基本的な考え方について示しています。

具体的には、法第106条の4第2項の1号から6号に定める事業について、市の既存事業や社会資源を生かしながら、地域の状況や課題などを踏まえた取組を行い、連携ネットワークを活用しながら施策や事業が展開されます。

2 計画の進行管理

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進には、多くの人の理解と協力が欠かせません。そのため、計画について多くの人に知ってもらい、関心を持っていただけるよう広く情報を提供し、課題を把握し、計画で位置づけた事業について進行管理を行います。

これまで各機関と良好な関係を築けた一方で、福祉分野以外と繋がりに課題が見えました。2期計画では福祉分野以外にもネットワークの幅を広げていきます。

また、計画を推進していく上で、社会情勢の変化などから新たな課題が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行い、次期計画の策定に活かせる取組を進めていきます。

1. 計画の周知

多くの市民が地域福祉への関心、理解を深めるよう、ホームページなどを通じ広く周知していきます。また、関係機関等にも研修や重層的支援会議等を通し、周知していきます。

2. 地域福祉課題の把握

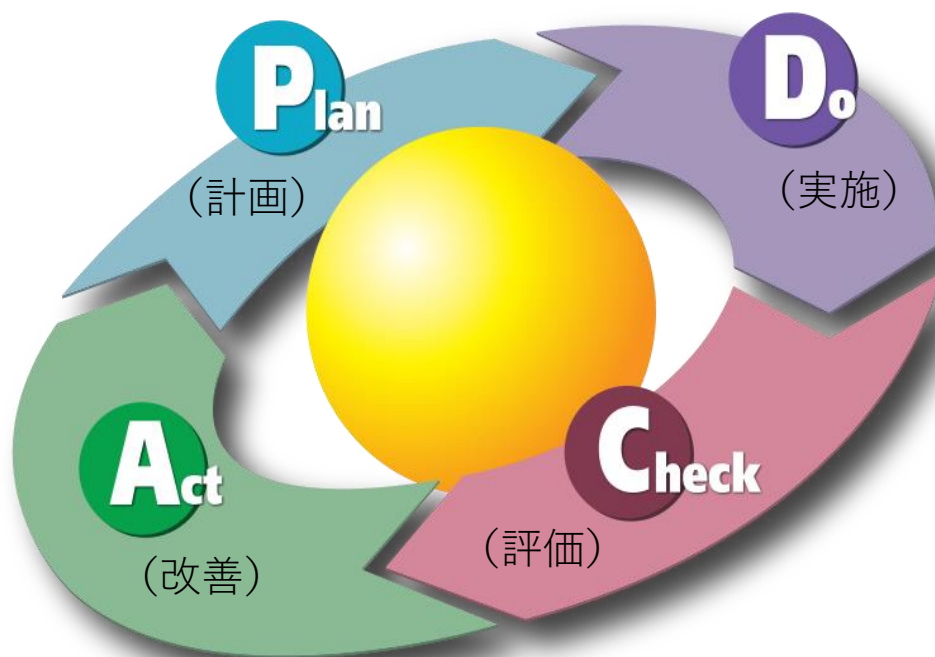
住民や地域が抱えている地域福祉課題を把握することは、重層的支援体制構築を推進する上で重要なことです。関係機関等と課題を共有し、計画の進行管理に役立てていきます。

3. 福祉分野を超えたネットワークの活用

複合化、複雑化した課題は、福祉の領域に留まりません。根本的な解決に向け、教育や経済分野とも良好な関係を構築し、幅広いネットワークを活用して取り組みます。

4. 計画の検証・評価・見直し

定期的にその進捗を確認し、PDCAサイクル*1管理手法を取り入れた分析・評価を行います。課題等がある場合には随時対応し、必要があると認められるときには、計画の見直しや変更を行います。



*1 「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、

「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。